

元保第 1254-1 号
令和 2 年 3 月 12 日

各社会福祉施設等設置者 様

愛媛県保健福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等
に対する融資について

このことについて、厚生労働省より別添のとおり通知がありましたので、お
知らせします。

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局
保健福祉課企画係 石村
TEL : 089-912-2383
E-mail : ishimura-ryo@pref.ehime.lg.jp

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 10 日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局） 御中

中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
社会福祉施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しており、令和2年2月21日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について」のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の経営資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

この度、当該優遇融資の条件について、貸付利率の引き下げ等の更なる拡充を行うこととなりましたので、対象となった社会福祉施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、融資の相談及び今後の手続等につきましては、（別紙）下部に記載の「（参考2）独立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますよう、あわせてご周知ください。

【担当連絡先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111（内線 2866）

直通電話：03-3595-2616

(別紙)

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった 社会福祉施設等に対する優遇融資の概要

(独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業)

下記の通り、優遇融資の条件について、貸付利率の引き下げ等の更なる拡充を行います。

※ 今回の拡充以前にご相談いただいた法人におかれましても、本件による優遇融資をご利用いただけます。

○経営資金

	通常の融資		従来の優遇融資		本件による優遇融資の更なる拡充
融資率	70~80%		70~80%		100%
償還期間 (据置期間)	1年以上 3年以内 (6か月以内)		10年以内 (1年以内)		10年以内 (5年以内)
貸付利率 (令和2年3月10日現在)	0.802%		0.200%		《当初5年間》 ・3,000万円まで：無利子 ・3,000万円超の部分は0.200% 《6年目以降》0.200%
貸付金の 限度額	経営に必要な 資金		経営に必要な 資金		経営に必要な資金 (貸付金額6,000万円までは 無担保で融資が可能)

(※) 既往貸付金については、最大6か月を限度として返済猶予のご相談に応じております。

融資の相談につきましては、(参考2) 独立行政法人福祉医療機構相談窓口までお問い合わせください。

(参考1) 独立行政法人福祉医療機構 ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

[融資相談] 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 (TEL:03-3438-9298)

NPOリソースセンター NPO支援課 (TEL:03-3438-4756)

大阪支店 福祉審査課 融資相談係 (TEL:06-6252-0216)

[返済相談] 顧客業務部 顧客業務課 (TEL:03-3438-9939)

福祉貸付問合せフォーム:

<https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-fukushi-tabid-2374/>